

ゴルフ場利用約款

当ゴルフ場の施設（コース・ハウス等）を利用して、快適で安全なプレーをお楽しみいただくために、会員、非会員を問わず当ゴルフ場の会則・細則等をはじめ本約款の定めに従っていただくものとします。

第1条（利用約款の成立）

当ゴルフ場でプレーされる方は、フロントで約款を確認したうえ、所定の署名簿にご本人がサインして下さい。

当ゴルフ場は署名者に限り、施設のご利用をお引き受け致します。

第2条（利用料金の精算）

当ゴルフ場の定める施設利用料金（グリーンフィー・飲食代等）は、プレー終了後、フロントでご精算下さい。

第3条（暴力団等反社会勢力者の入会資格・会員資格の停止、除名・施設利用の拒絶）

第1項（入会資格）

入会希望者（譲受人・名義変更・相続人等を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）に属していると認められるときは、入会審査を受けないものとする。

第2項（会員資格の停止・除名）

会員が次の各号の一に該当した場合には、会員の資格を停止または除名することが出来るものとする。

- ①暴力団等反社会勢力に属していると認められるとき。
- ②暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- ③法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき。

第3項（施設利用の拒絶）

次の場合には、利用をお断りします。プレーの途中で判明した場合には、その後の利用の継続をお断りするものとします。

- ①暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
- ②暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- ③粗野な振舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為があった場合。
- ④法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき。

第4条（施設利用をお断りする場合）

当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用をお断りすることがあります。

- ①満員のためスタート時間に余裕がない場合。
- ②天災・事故その他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするか、または、プレーの継続が不可能と認められた場合。
- ③利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をした場合。
- ④入浴施設利用時、入れ墨やタトゥーのある場合。
- ⑤ゴルフ場で無断に写真撮影または録音等をした場合。
- ⑥その他約款に違反した場合。

第5条（金銭・貴重品）

金銭その他の貴重品は、備え付けの貴重品庫にご収納下さい。

ただし、貴重品庫が使用不可能な場合は、フロントに預け入れて下さい。

盗難や紛失等の事故が起きた場合には、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第6条（携帯品・貴重品）

携帯品や当ゴルフ場の駐車場に駐車した自動車並びに、社内の物品等の盗難、破損等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第7条（ロッカーの鍵およびロッカー内の収納品）

ロッカー内に収納した物品が盗難等の事故に遭った場合は、当ゴルフ場はその責任を負いません。

ロッカーの鍵を紛失したときは、直ちにフロントに申し出て下さい。

第8条（宅配便の事故）

宅配便による物品の受け取り、保管、発送等は、あくまでお客様の便宜を図る目的でお取り次ぎするものです。

万一事故が起きた場合でも当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第9条（危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

ゴルフ場は時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、アドバイスいかんにかかわらず自己の責任でプレーして下さい。

グリーン以外では、同伴プレーヤーは打者の前方に位置しないで下さい。

打球によって生じた事故はプレーヤー間で解決して下さい。当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第10条（雷鳴りがあった場合）

雷が鳴り落雷の恐れがある場合は、直ちにプレーを中止し、避難所など安全と思われる場所へ避難して下さい。

第11条（乗用カートの使用）

乗用カートに乗られる場合は、記載されている注意事項を確認のうえ、走行中並びに乗降時の安全に十分注意して下さい。

乗用カートを操作する場合は、安全かつ確実な運転に努め、同乗者の安全に十分注意して下さい。

第12条（クラブの確認）

利用者は、プレー終了後クラブを点検し、相違がないか慎重に確認して下さい。確認後におけるクラブの不足・瑕疵については、当ゴルフ場は責任を負いません。

第13条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意または過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第14条（地震発生の場合）

地震などの緊急事態が発生したときは、直ちに安全と思われる場所に避難して下さい。尚、当ゴルフ場の係員から指示または誘導があった場合は、その指示または誘導に従って下さい。

第15条（その他当クラブの会則・細則または本約款に定めない事項は、ゴルフプレーの精神に則り信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。）

付則

本約款は平成31年12月1日より施行する。